

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 19 回定例

1 月 12 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 1 月 12 日に教育委員会第 19 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 24 年 1 月 12 日 (木) | 開会 | 11 時 00 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 45 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 齊 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育推進室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 みな子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 井 和 子 | スポーツ振興課長 | |
| | | 伊賀上 正 | 静岡教育事務所次長 | |
| | | 内 田 育 子 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |

4 その他

(1) 第 37 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～2 は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、溝口委員にお願いする。

第 37 号議案 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

委 員 長： 議案書 1 頁「第 37 号議案 学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、水元学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 基本的には理解できるが、全国民に平等な公教育を提供しなければならないはずの義務教育において、豊かな市町と財政的に厳しい市町で格差ができるのではないか。

学校人事課長： 現在のところ、本県においては独自の動きを見せている市町はなく、市町によって格差が生じるとは考えていない。もし、そのような起こりそうな場合には、県として指導していきたいと考えている。

静西教育事務所長： 今は大きな動きはない。ただし、今後どのようになるか不安が無い訳ではない。

学校人事課長： こうした形で県が持っていた権限が、市町に委譲された訳だが、これ以外にも、例えば人事や財源なども地方にどのような権限を委譲するか、これから議論されていくだろう。

教 育 次 長： 最低限のことは国や県が保障し、各市町の工夫でさらにプラスアルファができる、これこそが地方自治であり、地方分権であるという考え方もできる。

加 藤 委 員： それはできるが、それが許されるのかどうか。あそこの市町村に住むと教育の補助が多いし、住みやすいというような傾向が東部でもできていて、長泉町に住むと医療補助も含めて有利であると言われており、近隣の市町村と住民の引き抜き合戦が起きている。そういうことが良いのかどうか。それは、競争の中でそれぞれが切磋琢磨すれば良いだろうとのことではあるが、どうも、中・長期的に財政を見た上でやっているのではなく、短期的に今、お金が余っているから施策をやるといのが政治家のやり方であって、今は良いけれども先に行ったらお金が無くなって、どんどん施策を削っていくということも起こりうる。

学校人事課長： 実態としては、県に下りてくるお金と市に下りてくるお金がある。市は、例えば、特別支援の関係など独自に行うことができる。今後、市の財政状況によって、それぞれの市で行う教育施策のバランスが崩れる心配がある。

溝 口 委 員： 具体的に私が考えているのは、市によっては財政的に厳しいため、35人学級ではなく、40人学級に戻す市町もあるのではないか。そのようなことは可能なのか。

静西教育事務所長： 40人学級にして、教員を2人付けることは可能である。

加 藤 委 員： 予算措置で、例えば 35 人という措置をとった市町にだけ、それに見

合った教育予算を付けるようにすれば良い。40 人にしたからといって、浮いたお金が市町へ入るのではなく、その分は取り上げられてしまうのであれば、ある程度の歯止めになる。しかし、地方自治が広がると、教育費が削られる方向になるのではないかという溝口委員の心配には同感である。

溝 口 委 員： 行政側から見れば、まずはお金の面なので、35 人学級が必ずしもうまくいっていないという現状の中で、それでは1回元に戻そうかという動きも今回の改正で可能になるのではないか。この改正は小学校だけなのか。

学校人事課長： 中学校も含めた義務教育の学校である。

溝 口 委 員： 幼稚園も含まれるのか。

学校人事課長： 幼稚園は含まれない。

加 藤 委 員： 国が改正したことなので、ここで議論しても仕方が無いが、国も対症療法ではなく、義務教育の機会均等という精神に基づいて、グランドデザインの中で、これは一つのやり方だよと言え、わかりやすいのだが、グランドデザインが無くて、これだけやられると不満が出てくる。

学校人事課長： 例えば、大学のように 200 人から 300 人ほどの生徒を体育館のような広い教室に入れて、2 人から 3 人の教員で授業をするようなケースは想定していないし、そのようなことはできない。

静西教育事務所長： 標準法上、1 年生は 35 人で 2 年生以上は 40 人である。それ以上、増やすことはないが、クラスが 40 人になれば 35 人学級が適用され 2 クラスになる。それを 40 人で 1 クラスにしておき、2 人の教員で常時指導する方法も考えられるという説明は受けている。

学校人事課長： 決まった定数と決まった子供たちの数の中で、そうした工夫は良いのだが、先程の例のように、まとめて生徒を押し込んだ時に人の形とお金の形がどのように国から来るかは想定していない。勿論、駄目と思うが何を以て駄目と言うか、また確認しておく。

加 藤 委 員： 学童保育が公立の小学校で普通に行われているが、これは地域格差や学校格差は無いのか。市が学童保育のために、放課後、面倒を見てくれる人たちを時間給・パートで雇うことができる財政的に豊かな市町は学童保育があつて、雇うことができない市町については、学童保育が無く、子供たちは授業が終わるとそのまま学校を追い出されてしまうことになっているのか。それとも、学童保育はどこでも均一に行われているのか。

社会教育課長： 教育委員会の管轄ではないが、実施されている市町と実施されていない市町があるようだ。教育委員会では「放課後子ども教室」を設けている。これは、日数も内容も学童保育とは異なったものだが、保護者の要望が高い地域においては、代替的にこの制度を取り入れて子供たちの受け入れ状況を作ろうという動きは市町で見られている。

加 藤 委 員： 東京都のように財政が比較的潤沢な所は、学童保育は当たり前であ

る。保護者が 19 時とか 19 時半頃に子供を迎えに来るまで、区から派遣された人たちが学校で子供の面倒を見てくれる。その子供たちの面倒を見る遊びも含めて、全部カリキュラムを区役所で作って、こま回しや読み聞かせなどを行っているのが東京都の現状だと聞いている。これはものすごい格差である。静岡県ではやっている市町もあるし、やっていない市町もある。現在は日本中で労働力が足りないから女性に働いてもらおうと言って、女性が働ける環境を作ろうとしているのに、市町村の財政事情によって、子供の面倒を見てくれる所もあったり、見てくれない所もあったりして、ある意味では授業さえしっかりやっていれば教育の機会均等だということより、今の世の中、もっと教育に対する機会均等は広がっているのではないかと思う。その時に、教育委員会の予算の中で、授業のカリキュラムと授業の時間までだけをきちんと見ていけば良いのだよというのでは子供は育てられない時代になっているのだと思う。

教 育 長： 「学童保育」は厚生労働省の所管であり、本県で言えば、健康福祉部の子育て支援課が担当している。教育委員会としても、市町によってどの程度対応が違うのか実態を把握しておかなければならない。また、県がどれだけ関与できるのか、確認しておく必要がある。県教育委員会の事業である、「放課後子どもプラン」を含めて、一度、整理をして、教育委員協議会で勉強会をしたい。

社会教育課長： また資料提供をさせていただく。

加 藤 委 員： 「学童保育」等については、政令指定都市と小さな市町において格差が広がっている。静岡県の教育委員会として県に財政的な措置をお願いしたらどうか。放課後に不祥事が起きる可能性もあるし、子供の安心と安全のためには、子供が家に帰るまで面倒を見るべきと主張してもよいのではないか。

委 員 長： 既に市町には事実としてばらつきがあるため、実態に合わせるために法改正を行うのか。

学校人事課長： 現在のところ、市町にばらつきはない。実態は無いが、上位法が改正されたので、県でも学校教育法施行細則の一部を改正することになった。

委 員 長： 改正した場合は、学級編制を県の承諾なしで行い、事後報告すればよいことになるが、市町に格差が生まれるのは好ましくないなので、県としては事前に情報を収集し、そのような動きが市町にある場合は指導をしなければならないと思うが、実際のところ、どの程度、事前の段階で県に情報が入るのか。

静西教育事務所長： 例えば、来年度の 4 月 1 日からの学級については、今年度の 9 月 10 日に調査したものを提出しなければならない。その後、12 月、2 月に学級編制の動向を調査している。予算の関係もあるので、常に県教育委員会の学校人事課に連絡をしながら 4 月 1 日を迎える。したがって、先に学級を開いてから事後報告する訳でなく、事前に相談をしながら進め

ている。

委員 長： 市町が常識の範囲を超えた学級編制をしようとした時には、県教育委員会が指導をできるのか。

静西教育事務所長： 例えば、特別支援学級も今回いくつか増えているが、そのような場合は、県で出している方針に照らし合わせて、本当に学級を一人でも開設することがよいかどうかを常に問い返している。

教育次長： 地方自治法の改正があり、基本は国・県・市町村は対等、協力の関係である。ほとんどの部分では枠付けや関与や許可を外していく方向にある。実際に県と市町村の関係は、ほとんどそのようなものは外れているのだが、教育委員会だけは指導権限が残っている。ただ、今回の改正は、この地方自治改正の流れに沿い、「同意」を「届出」に変えたものと思うし、この変更は市町村にとっては独自性が発揮できるため歓迎すべきことであろう。

溝口委員： 今後、県教育委員会は、市町村の教育委員会に対して積極的な指導はできなくなる。

教育次長： 基本は各市町で創意工夫をしてもらうことになるだろう。国や県が最低限やらなければならないことは法律等で定められている。指導はできないが、支援や助言はできる。

加藤委員： 国として地方自治の問題は、もう少しきちんと考えてもらわなければ困る。静岡県の場合でも政令指定都市の静岡市と浜松市は巨大な市で、県知事の権限も制限され、政令市独自で色々なことができる。現在は、政令市とその他の市町という構図が描かれている。大阪府と大阪市は二重行政ではないかと問題になっているが、静岡県でもさらに政令市が増えていけば、政令市が3つか4つ合わさって静岡県ができあがってしまって、県庁の役割は必要が無くなってしまう事態も考えられる。だから、マスタープランを考えずに、市町村は合併しろとか、政令指定都市になるとこんな良いことがあるよということだけで進めていくと、日本全体が不公平な形で進んでいく可能性がある。

教育次長： 石川前知事が政令指定都市化を進めてきたのだが、その施策の根幹は、いずれ都道府県は無くなるので、県内3か所に政令指定都市を作り、市町村の核にするという発想で進めてきた経緯がある。

加藤委員： それは前県知事がそうなるのではなかろうかと思っていただけで、国全体の議論になっていないのではないかな。

教育次長： そのような議論は国全体でも進めてきている。

加藤委員： それぞれの市町村の自由な発想を制限しない形で合併を進めてきた。その結果、合併した方が良いと言われた所が合併しなかったり、市町ごとで財政状況の良い所と悪い所とでの合併を嫌がったりした。何らかの調整が無いとその皺寄せは全て子供たちへ来る。

教育次長： 市町村の財政状況は様々であるため、国が最低限の保障をする地方交付税という制度があり、もらっていない所もあるが、ほとんどの市町村は国から交付税をもらっている。基準財政需要額というものがあり、

それに満たない部分は国から地方交付税をもらえる。全国、どこの市町村でも最低限のお金はもっている。そのお金をどこに優先的に使うのか。教育なのか、産業なのか。それは、市町の工夫である。

加藤委員： それも最近は怪しくなってきた。交付税を減らして、消費税を増やした場合は、一定の割合の消費税を各市町に還元すると政府は言っているが、大人口を抱えて消費が多い市町は消費税の還元で財源は豊かになるが、寒村地帯は消費量が少ないので、全体の消費が少ないのにその一定の割合も還元されてもどうにもならない。それを調整するための交付税を作るのかどうか、その議論まで進んでいない。

教育次長： その通りである。三位一体改革で仕事はできたが財源は下りていない部分がある。それについては知事会が地方交付税の拡充等の要望を行っているが、国の制度がまだ変わっていない状況である。

委員長： 市町に下りていって良い点もあるが、良い点ばかりがクローズアップされるのではなく、不祥事などの責任も市町が負うという自覚が無くてはならない。権利もあるが責任もある。それが自立である。

斉藤委員： この改正は小学校だけに当てはまるのか。

学校人事課長： 小学校と中学校である。第14条で小学校の学級編制について触れており、中学校は第16条で第14条に準ずると定めているため、第14条を改正すれば、小学校だけでなく、中学校も変わることになる。

財務課長： 改正案によれば、改正後については年度ごとの学級編制を行ったときは、5月1日以降に遅滞なく届けなければならないという事後届出となっているのに対し、年度の途中の場合は、編制又は変更しようとする際にその都度届けるとの事前届出制になっている。これでは、年度開始時と年度途中との事前事後の考え方に整合性が取れなくなるのではないか。例えば、「年度途中に変更したときは遅滞なく届ける」といった文言であれば年度開始時と年度途中との整合が取れると考えるが。

学校人事課長： 例えば、特別支援学級等でそれまで生徒が1人いたのが、生徒が0になって学級そのものが存続しなくなる場合がある。その場合には教職員の配置や異動の問題、人件費の問題があるので事前に連絡していただく。ただし、不測の事態等で事後に連絡せざるを得ない状況も実際にはあるだろう。そのあたりを配慮した改正になっている。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第37号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 ライフプラン講習会「生活設計入門型」の開催結果

委員長： 報告事項1頁「ライフプラン講習会「生活設計入門型」の開催結果」について、西川福利課長より説明願う。

福利課長： <報告事項についての説明>

- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 溝口委員： 参加者の男女比は分かるか。
- 福利課長： 正確な人数は分からないが女性は少ない。グループが6つか7つあったが、だいたい1グループに女性は2人であった。参加者の中にはもう少し女性の参加者を望む声があった。
- 溝口委員： 女性の参加を促すような工夫をすれば全体の参加者も増える。それから講義時間が長い。若い人達には講義を聞かせるよりも個別相談の時間を設けたほうが魅力的ではないか。
- 福利課長： 今回は研修会で人数が160人以上の参加であり、個別相談は無理だったと思う。福利課では個別相談に出かけて行く事業もある。そういった事業の対象年齢層の幅を広げたりしながら対応したい。
- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成24年度静岡県公立併設型高等学校入学者選抜の定員

- 委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 平成24年度静岡県公立併設型高等学校入学者選抜の定員」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。
- 高校再編整備室長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 溝口委員： 例えば退学してしまった場合など、これから欠員が出れば定員は変わるのか。
- 高校再編整備室長： 中学校なので退学は無いが、保護者の仕事の関係等で県外に転出しなければならない生徒が出てくるかもしれない。それでも定員はこれで発表するので確定である。ただし、一般の高校でも同じだが、選抜を行ったところで全く同じボーダーに何人も並んで、定員で収められない場合もある。その場合、欠員が埋まることもある。
- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項2を了承した。

【閉会】

- 委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成23年度第19回教育委員会定例会を閉会とする。